

都筑区マスコットキャラクター「つづき あい」画像使用要綱

制 定 平成26年4月28日 都筑地振第119号
最新改正 令和8年2月27日 都筑地振第1954号

(趣旨)

第1条 この要綱は、都筑区マスコットキャラクター「つづき あい」の画像（以下「画像」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用の目的)

第2条 画像は、都筑区への愛着やふるさと意識を醸成するとともに、都筑区のイメージを内外で向上させるために使用するものとする。

(使用の申請)

第3条 画像の使用を希望するもの（以下「申請者」という。）は、使用を予定する日の6か月前から10日前までの間に、都筑区マスコットキャラクター「つづき あい」画像使用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の書類を添えて、横浜市都筑区（以下「区」という。）に提出して、使用の申請をしなければならない。ただし、横浜市（以下「本市」という。）が主催・共催する事業等で使用する場合は、申請書の提出を省略することができる。

- (1) 画像を使用して作成しようとする物品等の企画書
- (2) 規約、会則その他これらに類するもの
- (3) その他都筑区が必要と認める書類

(使用承諾の通知)

第4条 区は、前条の使用申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が第2条に定める使用目的に合致する場合は、使用の承認ができる。この際、区が必要であると認める場合には、画像の使用法その他について、条件を付することができる。

2 区は、申請書を受付後、都筑区マスコットキャラクター「つづき あい」画像使用承諾・不承諾 決定通知書（様式第2号）を通知する。

(使用承諾基準)

第5条 画像は、第2条に定める使用目的に合致する事業の主催者に対して使用を承諾する。ただし、本市が主催する事業で使用するなど、区が特別に認めるときはこの限りではない。

2 画像の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、原則、使用を承認しないものとする。

- (1) 区の品位を傷つけ、または傷つけるおそれのあるもの。
- (2) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれのあるもの。
- (3) 特定の個人、企業、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与えるおそれのあるもの。
- (4) 画像を正しい使用方法に従って使用しないもの。

3 区は、前2項の規定にかかわらず、画像を使用することが不適切な状態にあると認めるときは承諾しないことができる。

(使用料)

第6条 使用料は無料とする。

(使用画像)

第7条 使用する画像については、別紙1に定めたものとする。

(使用期間)

第8条 画像の使用期間は、使用を許可した日から起算して1年間とする。

2 前項の規定は、継続申請を妨げるものではない。

(使用上の遵守事項)

第9条 画像の使用の承諾を受けたもの（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 画像を第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (2) 承諾された目的・用途以外には使用しないこと。
- (3) 画像は別途定めた状態での使用を遵守すること。ただし、区が適当と認めた場合は、この限りではない。
- (4) 画像を変形しないこと。
- (5) 「つづき あい」の画像を使用して事業を実施する場合は、都筑区役所が主催する事業ではない旨を明らかにして実施すること。
- (6) 第5条の第2項の各号に該当しないこと。
- (7) その他、区が特に付した条件に従って使用すること。

(使用承諾の取り消し)

第10条 使用者が、この要綱に定める事項に違反したときは、画像使用承諾取消通知書（様式第3号）によって使用承諾を取り消し、使用者に対し、その差止めの請求または必要な指示等（以下「請求等」という。）をおこなうことができる。この場合において、使用者は、直ちにその請求等に従わなければならない。また、以降のその使用者への使用許可は行わない。この場合、使用者に損害が生じても、区は一切の責任を負わない。

(区の責任)

第11条 画像の使用により、使用者が被った被害、または使用者が第三者に与えた損害に対しては、区は一切の責任を負わない。

(その他)

第12条 画像の使用にあたって必要となる対応は使用者が行うものとする。

2 その他、使用について疑義が生じた場合は、区の指示に従うものとする。

(附則)

この要綱は、平成 27 年 2 月 5 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和元年 12 月 13 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和 6 年 11 月 6 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和 6 年 12 月 6 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和 7 年 2 月 25 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和 7 年 5 月 26 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和 7 年 12 月 19 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和 8 年 2 月 27 日から施行する。

都筑区長

（申請者）

団 体 名

代 表 者 名

所 在 地

都筑区マスコットキャラクター「つづき あい」画像使用申請書

次のとおり、都筑区マスコットキャラクター「つづき あい」の画像の使用について、申請します。
なお、申請にあたっては、都筑区マスコットキャラクター「つづき あい」画像使用要綱の内容を遵守することを誓約します。

（申請内容）

使用目的		
使用用途 ※具体的に記載 してください		
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
連絡先	担当者氏名	
	電話/Email	
備 考		

<添付書類>

- (1) 画像を使用して作成しようとする物品等の企画書
- (2) 規約、会則その他これらに類するもの

(3) その他都筑区が必要と認める書類

第2号様式（第3条第1項）

都筑地振第 号
年 月 日

(申請者) 様

都筑区長

都筑区マスコットキャラクター「つづき あい」画像使用
承諾・不承諾 決定通知書

年 月 日付で申請のありました都筑区マスコットキャラクター「つづき あい」の画像使用について、
承諾・不承諾を決定しましたので通知します。

使用承諾の可否	承諾 ・ 不承諾
使用目的	
使用用途	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
承諾の場合の条件	都筑区マスコットキャラクター「つづき あい」画像使用要綱の内容を遵守すること
不承諾の場合の理由	

担当：都筑区役所地域振興課
地域振興係
電話 045-948-

第3号様式（第9条第1項）

都筑地振第 号
年 月 日

（申請者） 様

都筑区マスコットキャラクター「つづき あい」画像使用
承諾取消通知書

都筑区長

年 月 日 第 号で承諾しました都筑区マスコットキャラクター「つづき あい」の画像使用について、取消しが決定しましたので通知します。

1 承諾番号

年 月 日 第 号

2 理由

担当：都筑区役所地域振興課
地域振興係
電話 045-948-

つづきあいのポーズ集 (1)

つづき あい
(都筑区地域福祉保健計画)



都筑区キャラクター
基本型



応援します子育て (子育て支援)



つづき de 元気 (高齢者支援)



つづきあいのポーズ集 (2)

つづき やさい
(健康づくり)



つづき そなえ
(災害時要援護者支援事業)



ようこそ 自治会町内会へ
(自治会町内会加入促進)



つづき あい (喜怒哀楽)

哀しい



喜ぶ



右手あげ



つづき 怒り



左手あげ

つづきあいのポーズ集 (3)

スポーツ応援



災害に備えるつづきあい



つづきあいのポーズ集（4）

防犯



ビーコル応援



つづきあいのポーズ集（5）

地域福祉保健計画啓発





第5期地域福祉保健計画ロゴ



ステッキ



つづちゃんと一緒

フラワー



フラワー（基本）



フラワー（基本 横）



ガーデニング



サクラソウ

救急服



防火服



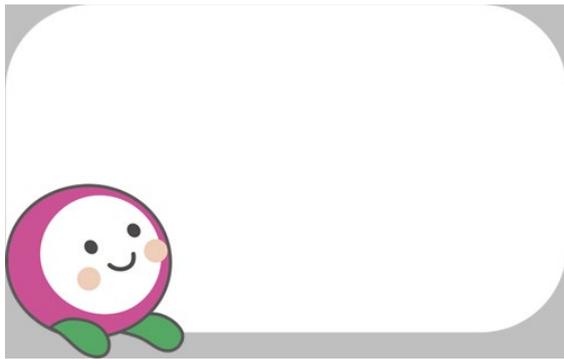
つづきあいのポーズ集（7）



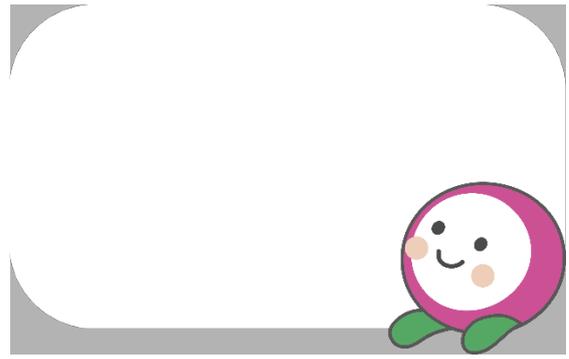
指差し（右向き）



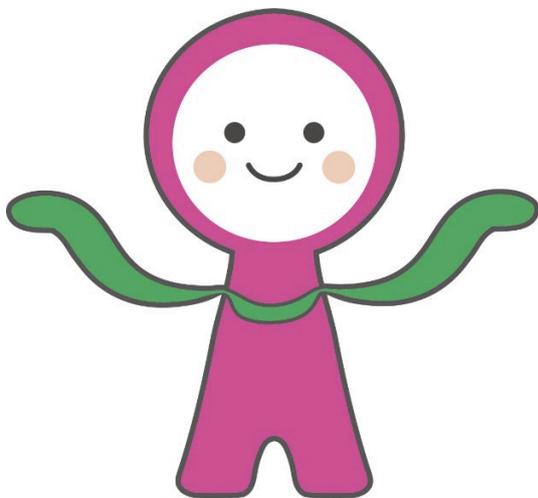
指差し（左向き）



吹き出し（左向き）



吹き出し（右向き）



もてるポーズ



おじぎ

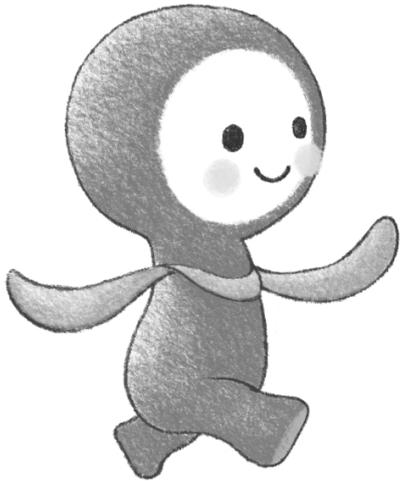
手書き風



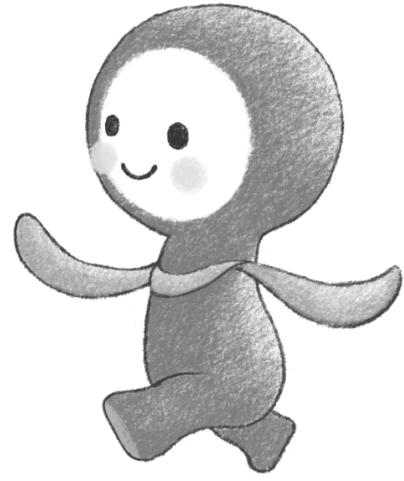
おさんぽ（手書き風・カラー・左向き）



おさんぽ（手書き風・カラー・右向き）



おさんぽ（手書き風・モノクロ・左向き）



おさんぽ（手書き風・モノクロ・右向き）